

観戦バスツアー

7/19 参加者募集

開催

皆様により楽しく、安全に観戦して頂くために、
下記内容のバスツアーを企画しました。ふるってご参加ください。



参加条件

- 選手の家族・友人応援者に限る
- 申込締切(6月30日※)
※締め切りまでに満席となる場合もございます。

募集人員

● **Aコース…45名** ● **Bコース…26名**
(最少催行人員 各コース共20名)

- ◇ バスの座席は前方より詰めて行きます
- ◇ 奇数人数でご参加の場合、他の方と相席となる場合もございます。
- ◇ 最少催行人員に満たない場合はツアーを中止致します。その場合は、ご連絡差し上げます。

全コース
申込先着順

旅行代金

〈1名様につき〉 ◆昼食はつきません◆
[Aコース] ■大人(中学生以上) / 3,500円 ■小学生・幼児 / 2,000円
[Bコース] ■大人(中学生以上) / 4,000円 ■小学生・幼児 / 2,500円
■乳児(1歳未満) / 無料 ※席を使用される乳児は幼児代金となります。
 ※植田正治写真美術館と、とっとり花回廊の入場料は旅行代金に含まれます。
 それ以外の有料施設は各自お支払い下さい。

昼食

- ☑ A・Bコースはバスが停車する付近に食事処はありますが、観光地であり、連休中の為、食事がとれない可能性もあります。
- ☑ お弁当の必要な方はこちらで手配しますので、下欄にご記入下さい。
大山おこわ弁当・お茶付き1,500円(税込)
 ~鳥取県の名峰・大山周辺の伝統料理「大山おこわ」を主役にした上品なお弁当です。
 この機会にぜひ!!ご賞味ください。~

受付流れ

- ① 予約申込▶下記2次元コードよりWeb申込。ネット環境のない方は、下記申込書をFAXか郵送
- ② 入金
- ③ 催行決定後、メールにてリンク先送信。リンク先から最終日程表をご覧ください。(FAX・郵送の方はどちらかで送付)
- ④ 当日受付時、電子チケット又は2次元コードを係員にご提示ください

■ **コース** ※出発10分前には受付を済ませてください。

詳しい旅行条件説明書面は裏面をご覧ください。

バスガイド付、添乗員は同行しません。

Aコース		トライアスロン満喫コース					
皆生温泉発	お菓子のテーマパーク 山陰の人気のお土産充実♪ お菓子の壽城	バイク観戦・見学 大山を見渡す美術館 植田正治写真美術館	自由散策 178体目の妖怪 ブロンズ像が仲間入り 水木しげるロード	ラン観戦 境港の ランドマークタワー 夢みなとタワー	感動のゴール観戦 どらドラパーク 米子陸上競技場	希望者のみ 皆生温泉に	
8:45発	9:00着/9:30発	9:45着/11:30発	12:30着/14:10発	14:30着/16:20発	16:45着	17:00頃着	
Bコース		山陰いいとこ観光コース					
皆生温泉発	お菓子のテーマパーク 山陰の人気のお土産充実♪ お菓子の壽城	バイク観戦・見学 他 大山を見渡す美術館 植田正治写真美術館	自由昼食&散策90分 中国地方最高峰の名峰 大山周辺フリータイム	日本最大級の フラワーパーク とっとり花回廊	178体目の妖怪 ブロンズ像が仲間入り 水木しげるロード	感動のゴール観戦 どらドラパーク 米子陸上競技場	希望者のみ 皆生温泉に
8:45発	9:00着/9:30発	9:45着/11:00発	11:20着/12:50発	13:20着/14:50発	15:50着/17:00発	17:40頃着	18:00頃着

※帰着時間は道路事情により延着する場合がございますのでご了承ください。※内容が一部変更になる場合があります。予めご了承ください。

申込方法 日本交通旅行社 米子営業所ホームページの観戦バスツアー申込フォームから入力が可能です(推奨)
 又は下記申込用紙にご記入の上(希望コースを必ずご記入下さい)メール又はFAXか郵送でお申込下さい。
 メールの場合は表題は、「2026・皆生トライアスロン観戦バスツアー申込」として下さい。記入済の申込書をメールに写真添付可。
 いずれも弊社からの申込受付のメールの送信をもって申込となります。

ご応募は
こちらから

FAX・メール 送信先 **0859-22-2500** 郵送先 **〒683-0035 米子市目久美町55 (株)日本交通旅行社 米子営業所** お問合せ **(株)日本交通旅行社 米子営業所 0859-22-2103**
 受付/月~金の9時~17時の間

旅行企画・実施 鳥取県知事登録旅行業第2-2号(JTB特定パートナー店) 総合旅行業務取扱管理者 徳永 裕子
株式会社 日本交通旅行社 米子営業所
イベント企画 皆生トライアスロン協会 ※ご記入頂いた個人情報は、観戦バスツアー以外の目的には使用いたしません
 〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 (米子市皆生市民プール2階)
 TEL.0859-34-2819 FAX.0859-21-1075 URL:https://www.kaike-triathlon.com

(フォーム以外の申込の方はこちらにご記入いただきFAXかメールにて添付してください)

出場選手名	出身県名()	男・女	希望コース	コース	お弁当希望の方 弁当・お茶付 1,500円(税込)	有・無 ○印をつけてください	有に○をつけられた方 ()個×1,500円=()円
参加者名【代表者】 ※代表者の方は携帯番号必須記入	お名前()内はフリガナ	男・女	才年	〒□□□-□□□□			メールアドレス 携帯電話
参加者名	(フリガナ:)	男・女	才年	〒□□□-□□□□			メールアドレス 携帯電話
参加者名	(フリガナ:)	男・女	才年	〒□□□-□□□□			メールアドレス 携帯電話
参加者名	(フリガナ:)	男・女	才年	〒□□□-□□□□			メールアドレス 携帯電話

募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)

※ 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に傷害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内にこれに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

(4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

旅行代金

(5) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様には適用します。

1 人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様のみです。

追加代金

(6) 追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発・帰着曜日の選択

基準旅行代金

(7) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

(8) ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。②奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(9) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。①取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

取消料のご案内 お客様の都合で旅行契約を解除する場合は、下記取消料をお支払いいただきます。

取消の連絡は、申込を受けた営業所の営業時間(平日9時～17時まで)にのみお受けします。

解除の時期	取消料の内容
旅行開始日の前日から起算して21日以前まで(日帰り旅行にあっては11日目)	いたしません
旅行開始日の前日から起算して20日目まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日目以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(10) 下記の場合は取消料はいたしません。(一部例示)

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- 旅行開始日又は終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - 運送機関の種類又は会社名の変更
 - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - 宿泊機関の客室の種類、整備、景観その他の客室の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社による旅行契約の解除

(11) 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- 旅行代金を期日までに支払いいただけないとき。
- 申込条件の不適合
- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

(12) 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)

また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

(13) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、

身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数より国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数より国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が、被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

旅程保証

(14) 旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(6)の追加代金を加えた合計額です。

別表 変更保証金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更。	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更。	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更。	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更。	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した本邦内での出発空港又は帰着空港の変更。	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

お客様の責任

(15) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

(16) お客様が、当社が承諾した上で旅行者の交替をする場合、所定の手数料をいただく場合がございます。

事故等のお申し出について

(17) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

個人情報取り扱いについて

(18) 当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社は①会社及び会社と提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただきます。

(19) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用していただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。